

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十五年四月一日

目 次

訓 令 甲

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

(広 報 課)

ページ

岐阜県訓令甲第一号

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程(昭和三十二年岐阜県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

別表総務企画課長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

各 庁 中 一 般
各 振 興 局
各振興局の事務所

平成二十五年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社